[2] です。 ルールを守って安全に乗りましょう

令和6年11月1日法改正により

自転車の罰則が強化

酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金



※自転車の飲酒運転をするおそれがある方に 自転車や酒類の提供または同乗した場合も 罰則の対象です。

ながらスマホ

6カ月以下の懲役または10万円以下の罰則



※ながらスマホにより交通事故を引き起こす など危険を生じさせた場合はより重い罰則

↑ こんな運転も禁止です いずれも5万円以下の罰金など

- ・イヤホンを使用するなどして安全運転に必要な音や声が聞こえない状態での運転
- ・傘さし運転 など

夜道などを運転する場合は、

反射材をつけましょう



☎地域防災課 989-5505

令和5年の自転車乗用中の交通事故における 死者数・重傷者数

死者数

346_A

重傷者数 **6,716** _A

(前年比 353件増)



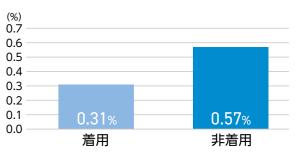
損傷部位別死者数

(前年比 7件増)

腰部 3.8% 3.8% その他 2.9% 全損一 **4.9**% 〈ヘルメット着用状況〉 用 8.0% 溺死等 8.7% ・非着用 91.4% 着用不明 0.6% 頭部 50.3% 12.1% 13.6%

自転車事故の死因 頭部致命傷

ヘルメット着用状況別致死率



ヘルメットを **着用しない場合**



参考 警察庁交通局「令和5年における交通事故の発生状況について」

√被害を最小限にするために //

必ずヘルメットを着用しましょう



令和5年4月よりヘルメット着用は努力 義務化されています。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部 を守ることが重要です。日常生活で自転車に 乗る時はヘルメットを着用しましょう。

2025.2月号 広報ながいずみ 広報ながいずみ 2025.2月号